

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

20歳以上60歳未満の自営業者や学生、フリーター、無職の人など、国民年金第1号被保険者の皆さん、保険料の納め忘れはありませんか？

保険料は、日本年金機構から送付される納付案内書で毎月の保険料を納めていただくことになっています。(納付案内書をお持ちでない場合は、堺西年金事務所 ☎(243)7900へご連絡ください。)

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なく

なったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることもあるのです。納め忘れがないか今一度ご確認ください。

保険料の納付には、時間と手間がかからず便利で安心な口座振替納付やクレジットカード納付のご利用をお勧めします。また、割引のあるお得な振替方法(毎月・半年前納・1年前納・2年前納)もあります。

申込方法は、口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)し、市民課に提出してください。

問合せ 市民課

☎(275) 6241

国民年金基金で

ゆとりのある人生を

国民年金基金は、国民年金にゆとりをプラスすることができます。自分で入る公的な個人年金です。掛金は全額所得控除なので税金がお得です。基本は終身年金なので、一生お受け取りができます。60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、

国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。

※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外

問合せ 全国国民年金基金大阪支部
☎0120(65)4192

税

令和5年度の償却資産申告は
来年1月31日までに

市内で、会社や個人で工場・商店等を経営し、その事業のために構築物・機械・器具・備品等の事業用資産(償却資産)を所有している事業者は、毎年1月1日現在の資産状況を市に申告しなければなりません。

申告用紙は、申告が必要と思われる事業者へ今月中旬に送付します。

(新規に事業所を開設した等、申告の必要が生じたにもかかわらず、申告用紙が届かない場合はご連絡ください)

申告期限 令和5年1月31日まで
申告の方法

▼初めて申告される方

令和5年1月1日現在で所有して

いるすべての資産について申告してください。

▼前年度に申告された方

令和4年1月2日から令和5年1月1日までの間に増加・減少・変更した資産を所定の明細書に記載し、申告書に添えて提出してください。

なお、前年度と資産内容が変わらない場合や前年度免税点未満(課税標準額150万円未満)の場合、廃業や解散などによって資産がなくなった場合も申告が必要となります。

※令和4年度に申告された方で、申告内容に誤り等があった場合は、速やかに修正申告してください。

問合せ 税務課

☎(275) 6109

今月が納期限の税金

〈都市計画税〉
〈固定資産税〉
第3期分

12月20日までにお近くの
金融機関またはコンビニエンス
ストア等で納めてください。

宅地内の道路は 非課税となる場合があります

宅地の一部が道路として何ら制約を設けずに使用されている場合は、道路部分が非課税となることがあります。非課税の適用を受けるには、道路部分が記載された測量図等とあわせて申告書の提出が必要です。

問合先 税務課

☎ (275) 6109

家屋を新築・増築すれば登記申請が必要です

家屋の新築・増築等、または取り壊し(一部取り壊しを含む)をしたときは、法務局への登記申請が義務づけられています。登記手続きが遅れている場合は、税務課へ届出をしてください。

問合先 税務課

☎ (275) 6109

未登記家屋の所有者が変わった場合は名義変更の手続きを

既存の未登記家屋の所有者が売買や贈与、相続等で変更された場合は、

税務課固定資産税係で名義変更の手続きを行ってください。なお、法務局で登記手続きをされる場合は必要ありません。

手続きが遅れると、以前の所有者に課税されるのでご注意ください。

問合先 税務課

☎ (275) 6109

国民健康保険

国保の12月の納期は26日です

国民健康保険料の12月の納期限は26日なので、お忘れのないようにお願いします。口座振替をご利用の方は、預貯金残額にご注意ください。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6374

各種

確定申告用の 保険料納付済証明を送付します

令和4年中に各種保険料を納付さ

れた方へ、確定申告に必要な保険料納付済証明を1月下旬に送付します。※事前に証明が必要な場合は納付予定額にて送付するので、健康づくり課の各問合先へご連絡ください。

▼国民健康保険：「国民健康保険料納付済通知書」

問合先 健康保険係 ☎ (275) 6374

▼後期高齢者医療保険：「後期高齢者医療保険料納付済通知書」

問合先 健康保険係 ☎ (275) 6392

▼介護保険：「介護保険料納付済通知書」

問合先 介護保険係 ☎ (275) 6329

税金の納め忘れはありませんか？

皆さんから納めていただく税金は、福祉・教育などの行政サービスやまちづくりに使われる大切な財源です。

問合先：税務課 ☎ (275) 6094

督促状の送付	納期限を過ぎても未納である方に督促状を発送し、納付のお願いをします。納期限を過ぎると延滞金等が加算されます。
文書催告や差押予告の送付	督促状発送後も納付されない場合は、文書等により再度納付のお願いをします。
財産調査	納付されない方に対して、勤務先や金融機関等へ財産調査を行います。
財産の差押	財産調査で発見した滞納者の財産に対し、差し押さえを行います。(給与・預貯金・不動産・保険等)
財産の換価	差し押さえた財産を公売・取立てにより換価し、滞納市税等に充てます。

※財産調査や差し押さえは、法律により本人の同意を得ることなく行うことができます。

新公園グラウンドの利用停止

新公園グラウンドの整地を行いますので、1月4日～2月10日の期間は利用することができません。ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

問合せ 土木管理課

☎(275) 6417

人材開発支援援助金を「ご利用ください」

人材開発支援金とは、事業主等が労働者に対して訓練を実施する場合には、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。デジタル分野などの人材育成にご利用ください。

問合せ 大阪労働局助成金センター

☎06(7669)8900

泉大津税務署からのお知らせ

マイナンバーカードがあればスマートフォンでの確定申告が可能です。詳細は「確定申告書等作成コーナー」

へアクセスをお願いします。

問合せ 泉大津税務署

☎0725(33)5601

「確定申告書等作成コーナー」

スマートフォン・

カメラ付き携帯電話用QRコード▶



「ご寄附ありがとうございました」

医療法人医進会高石加茂病院（理事長・橋本武志様）から福祉事業に、100万円のご寄附をいただきました。

陸・海・空自衛官候補生募集

対象 日本国籍の18歳以上33歳未満の方

受付期間 常時

試験科目 筆記試験（国語、数学、

地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適正検査、身体検査、経歴評定

問合せ 自衛隊大阪地方協力本部岸

和田地域事務所☎072(426)

0902

家庭用フィットネス器具

楽そうに見えても身体に負担

事例1 足を置くだけで、**振動**により足腰の筋肉が鍛えられる、という**運動器具**を通信販売で購入した。使用したところ、10分も経たずに**頭が痛く**なり気分も悪くなった。(80歳代女性)

事例2 テレビショッピングで、**通電**して筋肉に刺激を与える**運動器具**を購入した。使ったところ足首が痛くなるなど**体調が悪く**なった。説明書を読むと、糖尿病などの**持病**がある人は**使用しない**ようにと書かれていた。私には糖尿病があるため、使えない商品だった。(80歳代女性)



足を置くだけで振動や電氣的刺激で足腰の筋肉が鍛えられる、という家庭用フィットネス器具を通信販売などでよく目にしますが、楽そうに見えても、身体に負担がかかることを理解しておきましょう。自身の健康状態や既往症などを考慮し、購入について慎重に判断することが大切です。テレビショッピングなどの通信販売や店舗購入では、クーリング・オフができません。不明な点は購入前に販売店などに必ず確認しましょう。間違った使い方により体調を崩すこともあります。取扱説明書をよく読み、正しく使用してください。体調に合わせて無理のない程度に使用し、異常を感じたらすぐに使用をやめましょう。体調不良が続くときは医療機関を受診しましょう。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267) 5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください
※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

ごみは正しく出しましょう

■資源ごみ・不燃ごみを出すときは
処理券を貼る必要はありません

「プラスチック製容器包装」を出すときは、プラマークを確認し、汚れを落としてから出してください。汚れや中身のとれないものは、普通可燃ごみで出してください。重ねてまとめたり、つぶすことで、かさばらなくなります。

■紙ごみは積極的に集団回収へ

紙ごみの中には、チラシやお菓子の箱、紙袋などリサイクルできるものが数多く含まれています。自治会や子ども会等で実施されている集団回収へ積極的に出してください。ところが、ごみの減量・再資源化につながるのので、皆さんのご協力をお願いします。

問合先 環境政策課

☎ (275) 6266

水道水の水質検査結果

令和4年10月採水分

項目	基準値	検査結果値
一般細菌	1ml中100以下	0
大腸菌群	検出されないこと	検出せず
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.68mg/l
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01mg/l未滿
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005mg/l未滿
塩化物イオン	200mg/l以下	14.1mg/l
有機物(全有機炭素の量)	3mg/l以下	0.9mg/l
pH値	5.8~8.6	7.09
平均遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.6mg/l
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5度未滿
濁度	2度以下	0.1度未滿

※検査結果値は、本市の代表的な水質の値です。

※基準値は、水道法に定められている値です。

※略／とは、水道水1L中に溶けている物質の重さです。

水質検査計画と検査結果の詳細は、行政資料コーナー及び上下水道課の窓口、市ホームページで閲覧できます。

問合先 上下水道課

☎ (275) 6426

年末年始のごみ収集

資源ごみ・不燃ごみの収集時間が通常より遅くなる場合がありますのでご了承ください。

また、ごみを直接焼却場（泉北クリーンセンター）へ持ち込む場合、年末は12月28日まで、年始は1月11日からとなります。持ち込む際は、一般廃棄物搬入申請書の提出が必要です。

なお、年末年始のごみの直接搬入は、数時間待ちとなる日も非常に混雑します。早い時期の搬入にご協力をお願いします。

搬入時間 午後0時45分～4時30分
(土・日曜日、祝日を除く)

■普通(可燃)ごみ

千代田・羽衣・西取石・取石は
年末 12月31日まで
年始 1月7日から

高師浜・東羽衣・加茂・綾園は
年末 12月29日まで
年始 1月5日から

回収日に、
ご注意ください。



■資源ごみ・不燃ごみ

千代田・羽衣・西取石・取石は
年末 12月27日まで
年始 1月10日から

高師浜・東羽衣・加茂・綾園は
年末 12月30日まで
年始 1月13日から

※12月30日はペットボトル、プラスチック製容器包装のみ回収です。

■粗大ごみ(有料)

高石環境サービスセンターへ電話申込が必要です。
受付 月曜日～土曜日 午前9時～午後1時(12月29日～1月3日を除く)

【フリーダイヤル】 ☎0120(13)7008
【一般回線】 ☎072(264)2008

※フリーダイヤルは携帯電話・PHSからは通話できません。

問合先 泉北クリーンセンター ☎0725(41)2030

令和3年度

人事行政の

運営等の状況

高石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和3年度の市職員の給与・定員管理の状況等について、その概要を公表します。なお、詳しい状況はホームページおよび市役所2階行政資料コーナーでご覧ください。

問合せ 人事課 ☎(275)6199

職員の任免及び職員数

▶採用の状況

一般職員…………… 9人 (試験)
再任用職員…………… 12人 (選考)
再任用短時間勤務職員… 9人 (選考)

▶退職の状況

一般職員…………… 15人 (定年7人)
再任用職員…………… 4人
再任用短時間勤務職員… 6人

▶一般職員の部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

		一般行政部門									特別行政部門	公営企業等会計部門			合計
		議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農水	商工	土木	教育	水道	下水道	その他	
一般職員数	令和3年度	5	73	20	70	20	1	1	3	44	55	10	6	16	324
	令和4年度	5	76	16	69	21	1	1	3	46	55	8	6	15	322
対前年度増減数		0	3	-4	-1	1	0	0	0	2	0	-2	0	-1	-2

※主な増減理由…業務増・退職者不補充等

職員の給与

▶人件費の状況

(令和3年度普通会計決算)

	住民基本台帳人口(年度末)	①歳出額	実質収支	②人件費	人件費比率 ②/①
令和3年度	5万7,121人	273億676万2千円	11億8,560万1千円	33億7,151万3千円	12.3%

▶職員給与費の状況

(令和4年度一般会計予算)

	①職員数	給与費				1人当たり給与費 ②/①
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	②合計	
令和4年度	305人	11億5,033万2千円	3億1,594万2千円	4億9,680万1千円	19億6,307万5千円	643万6千円

※職員数には再任用職員・再任用短時間勤務職員を含む。また、職員手当には退職手当を含みません。

▶平均給料月額等及び平均年齢

(令和4年4月1日現在)

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	30万8,500円	40万3,100円	41.0歳

▶初任給

(令和4年4月1日現在)

		高石市		国	
		大学卒	18万8,700円	総合職	19万5,500円
一般行政職	高校卒	16万100円	一般職	18万2,200円	
			一般職	15万600円	

▶特別職の給料等

(令和4年4月1日現在)

役職	給料(報酬)	期末手当	退職手当
市長	87万円	6月期 …2.175月分	①×50/100
副市長	76万円		①×28/100
教育長	68万円	12月期 …2.175月分	①×20/100
議長	58万円		—
副議長	55万円	計…4.35月分	—
議員	52万円		—

① = 給料月額 × 在職月数

職員の手当

▶職員手当の状況

(令和3年度)

	6月期	12月期	合計	加算措置
期末手当	1.275月分	1.275月分	2.55月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置 5%~20%
勤勉手当	0.95月分	0.95月分	1.9月分	
1人当たりの平均支給額 …… 169万7千円				

※支給率は国と同様

(令和4年4月1日現在)

	区分	自己都合	勸奨・定年	加算措置
退職手当	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	—
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	定年前早期退職特例措置による加算措置 2%~20%
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
1人当たりの平均支給額 …… 《自己都合》41万6千円、《勸奨・定年》2,246万2千円				

※支給率は国と同様

(令和4年4月1日現在)

	支給率 (国の支給率)	支給対象職員	支給対象地域	支給実績 (令和3年度普通会計決算)
地域手当	11% (15%)	全職員	全域	1億3,321万8千円
1人当たりの平均支給額 …… 45万6千円 (令和3年度普通会計決算)				

▶その他の手当

(令和4年4月1日現在)

特殊勤務手当	職員全体に占める 手当支給職員の割合 (令和3年度)	支給職員1人当たりの 平均支給年額 (令和3年度普通会計決算)	手当の種類	支給実績 (令和3年度普通会計決算)
	4.8%	1万6千円	8種類	22万6千円
時間外勤務手当	支給職員1人当たりの平均支給年額 (令和3年度普通会計決算)		支給実績 (令和3年度普通会計決算)	
	23万7千円		5,030万4千円	
扶養手当	配偶者、父母等6,500円 (給料表7級の職員は3,500円)、子1万円等			
住居手当	月額2万8千円を最高支給限度額とし、その範囲内で支給 (持ち家の職員は手当なし)			
通勤手当	交通機関利用者に対し、1か月当たりの運賃相当額が5万5千円以下については運賃相当額			

勤務時間その他の勤務条件の状況

▶勤務時間

正規の勤務時間…週38時間45分
勤務開始時刻…午前9時、勤務終了時刻…午後5時30分
休憩時間…正午~午後0時45分

▶特別休暇等

結婚休暇…8日、子の看護のための休暇…5日
親族の喪に服するための休暇…1~7日
骨髄提供のための休暇…必要期間 など

職員の分限および懲戒処分の状況

▶分限処分 (地方公務員法第28条)

市長部局等…休職13件、教育委員会…休職0件

▶懲戒処分 (地方公務員法第29条)

市長部局等…免職0件・停職0件、教育委員会…免職0件・停職0件

サービス

▶職務専念義務の免除

市長部局等…206件、教育委員会…103件

▶兼業許可等

市長部局等…58件、教育委員会…2件

職員の研修

▶職場研修

一般職員研修…新規採用職員研修・人材育成型人事評価研修等

▶派遣研修

おおさか市町村職員研修研究センター
市町村職員中央研修所等

令和3年度決算 令和4年度執行状況

財政状況の公表は、地方自治法第243条の3第1項並びに「財政状況」の作成及び公表に関する条例に基づき、市の財政について十分なご理解をいただくとともに、市の財政運営に対して、より一層のご協力をお願いするため毎年2回定期的に公表しています。

今月号では、令和3年度の決算状況および令和4年4月1日～令和4年9月30日までの市の財政状況についてお知らせします。

なお、財政状況の詳細は市ホームページをご覧ください。



問合せ 財政課

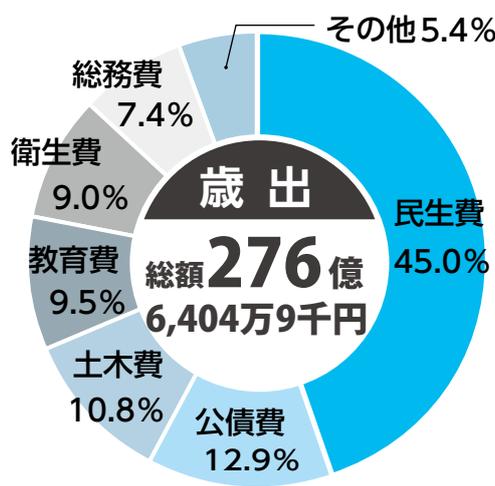
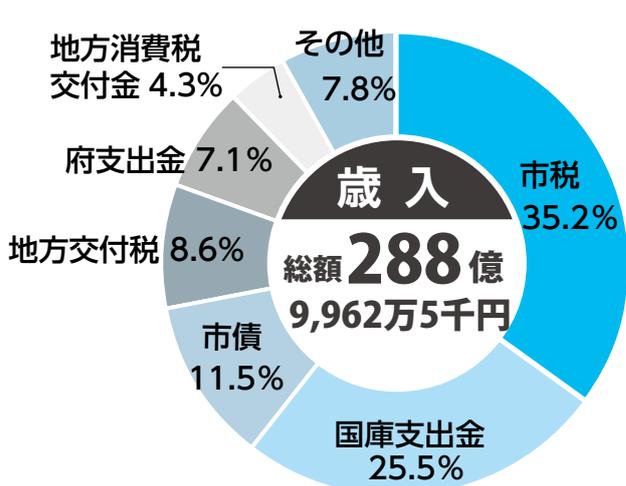
☎ (275) 6084

財政状況を公表します

令和3年度 決算状況

一般会計 実質収支は11億8,560万1千円の黒字！

歳入歳出差引残額 12億 3,557万 6千円のうち、翌年度へ繰り越した事業に充当すべき財源が 4,997万 5千円であるため、実質収支額は 11億 8,560万 1千円となりました。



市 税 … 101億 8,029万 4千円 (35.2%)	民 生 費 … 124億 5,721万円 (45.0%)
国庫支出金 … 73億 8,313万 8千円 (25.5%)	公 債 費 … 35億 6,106万 8千円 (12.9%)
市 債 … 33億 1,123万円 (11.5%)	土 木 費 … 29億 8,235万 2千円 (10.8%)
地方交付税 … 24億 8,738万円 (8.6%)	教 育 費 … 26億 3,037万円 (9.5%)
府 支 出 金 … 20億 5,217万 9千円 (7.1%)	衛 生 費 … 24億 9,741万 2千円 (9.0%)
地方消費税交付金 … 12億 2,884万 6千円 (4.3%)	総 務 費 … 20億 4,943万 2千円 (7.4%)
そ の 他 … 22億 5,655万 8千円 (7.8%)	そ の 他 … 14億 8,620万 5千円 (5.4%)

都市計画税及び地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途状況について

- ・都市計画税は、地方税法第702条の規定に基づき、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税されている目的税です。
 - ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、社会保障4経費(年金、子育て、医療、介護)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
- ※上記の用途状況は、ホームページで公表しています。



市民1人あたりの市税負担の金額 **17万8,223円**

市民1人あたりの市税負担の内訳

固定資産税



89,627円

市民税



64,719円

都市計画税



16,071円

市たばこ税



6,311円

軽自動車税



1,495円

※歳入・歳出ともに令和4年3月31日の人口(57,121人)を基に算出



市民1人あたりに使われたお金 **48万4,306円**

市民1人あたりに使われたお金の主な内訳

民生費



218,085円

公債費



62,342円

土木費



52,211円

教育費



46,049円

衛生費



43,721円

総務費



35,879円

特別会計

特別会計とは、一般会計とは切り離して独立した経理が行われる会計のことです。各特別会計には予算があり、一般会計における単一会計主義の原則に対する例外とされています。特別会計は、下水道や国民健康保険などの事業における使用料や保険料などの歳入をもってそれぞれの事業を行います。

上下水道事業会計

水道事業会計及び下水道事業会計は企業会計方式により経理を行い、経営成績を表す「損益計算書」と財政状態を表す「貸借対照表」で決算を表します。

▶ 水道事業会計

損益計算書 (千円)		貸借対照表 (千円)	
費用	収益	資産	負債・資本
営業費用 947,940	営業収益 1,141,845	流動資産 2,390,712	流動負債 494,118
営業外費用 16,308			固定負債 1,893,178
特別損失 34,299	営業外収益 70,494	固定資産 5,008,214	繰延収益 761,471
当年度純利益 247,328			資本 4,250,159
特別利益 33,536	特別利益 33,536	減価償却累計額 (△5,149,116)	
合計 1,245,875	合計 1,245,875	合計 7,398,926	合計 7,398,926

▶ 下水道事業会計

損益計算書 (千円)		貸借対照表 (千円)	
費用	収益	資産	負債・資本
営業費用 1,803,081	営業収益 1,462,607	流動資産 567,312	流動負債 1,501,371
営業外費用 214,101		固定資産 31,108,916	固定負債 12,059,596
特別損失 749	営業外収益 856,254		
当年度純利益 312,634	特別利益 11,704	減価償却累計額 (△30,906,621)	資本 1,519,751
合計 2,330,565		合計 2,330,565	合計 31,676,228

健全化判断比率等からみる 市の財政状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、財政の健全性を表す健全化判断比率等の算定・公表が義務付けられています。

この指標が、財政健全化基準を上回ると、財政健全化計画等を策定し、財政の早期健全化を図ることとなります。

本市の令和3年度決算における健全化判断比率等については、右のとおりです。いずれの比率においても国が定める早期健全化基準及び経営健全化基準には達していません。

健全化判断比率等

指標	解説	令和3年度比率
実質赤字比率	1年間の収入に対する一般会計等の赤字の割合 (早期健全化基準：12.83%、財政再生基準：20%)	赤字なし
連結実質赤字比率	1年間の収入に対する市全体の赤字の割合 (早期健全化基準：17.83%、財政再生基準：30%)	赤字なし
実質公債費比率	1年間の収入に対する1年間に支払った公債費等の割合 (早期健全化基準：25%、財政再生基準：35%)	13.1%
将来負担比率	1年間の収入に対する今後支払わなければならない公債費等の割合 (早期健全化基準：350%)	107.2%
資金不足比率 [水道事業会計] [下水道事業会計]	1年間の事業規模に対する資金不足額の割合 (経営健全化基準：いずれも20%)	赤字なし

対象範囲

一般会計等(普通会計)	公営事業会計		一部事務組合 広域連合	地方公社 第三セクター等
	公営事業会計	公営企業会計		
実質赤字比率		資金不足比率		
	連結実質赤字比率			
	実質公債費比率			
	将来負担比率			

資産と借入金

※令和4年9月30日現在

資産

● 公有財産

土地：56万3,455.34㎡

建物：17万1,176.26㎡

● 目的基金等

現在高：49億3,184万8千円

※ 目的基金等のうち、一般会計が12億1,000万円の借入れを行っており、実質的な目的基金等は37億2,184万8千円となります。

借入金

公債の残高：340億3,561万6千円

公債 … 主に道路や学校、公園などの建設事業に充当するため、市が国、金融機関等から借り入れた債務です。将来の償還を見据えながら、計画的に借入れを行っています。

一時借入金 … 一時的な現金不足が生じた場合に、その支払い資金の不足を補うために金融機関等から借入れるものであり、その年度内に償還されるという点で公債と区別されています。

■ 一時借入金

(千円)

会計名	現在高
国民健康保険特別会計	400,000

■ 公債の残高

(千円)

会計等	未償還元金
一般会計	34,035,616
水道事業会計	1,782,058
下水道事業会計	12,645,656
小計	48,463,330
泉北環境整備施設組合	2,469,940
公共下水道	2,013,526
ごみ処理	441,926
し尿処理	13,700
都市下水道	788
高石市泉大津市墓地組合	54,580
小計	2,524,520
合計	50,987,850

一部事務組合

■ 一般会計借入金の借入れ先・目的別細

借入れ先	未償還元金(千円)
財務省	9,602,323
(旧)日本郵政公社	119,515
大阪府	504,714
地方公共団体金融機構	14,540,097
その他	9,268,967
合計	34,035,616
目的別	未償還元金(千円)
都市計画	11,968,052
臨時財政対策債	11,930,349
第三セクター等改革推進債	3,151,195
義務教育	1,663,028
退職手当債	1,438,134
病院	1,086,836
減収補てん債	943,668
土木	603,665
その他	1,250,689
合計	34,035,616

令和4年度

上半期執行状況

※令和4年9月30日現在

一般会計 288億7,026万1千円

歳入 (執行率:44.6%)

科目	予算現額(千円)	収入済額(千円)	予算比(%)
市 税	10,052,689	6,707,396	66.7
国庫支出金	6,895,456	1,606,753	23.3
市 債	2,973,098	195,898	6.6
地方交付税	2,279,000	1,806,946	79.3
府 支 出 金	2,148,717	206,340	9.6
繰 越 金	1,235,576	1,235,576	100.0
そ の 他	3,285,725	1,125,680	34.3
合 計	28,870,261	12,884,589	44.6

歳出 (執行率:38.8%)

科目	予算現額(千円)	支出済額(千円)	予算比(%)
民生費	11,886,310	4,942,030	41.6
土木費	3,849,505	1,368,654	35.6
公債費	3,242,409	1,618,339	49.9
衛生費	2,683,803	788,601	29.4
教育費	2,680,030	928,398	34.6
総務費	2,184,270	777,863	35.6
その他	2,343,934	784,256	33.5
合 計	28,870,261	11,208,141	38.8

水道事業会計 72億1,407万7千円

損益計算書 (千円)		貸借対照表 (千円)	
費用	収益	資産	負債・資本
営業費用 452,309	営業収益 508,258	流動資産 2,279,744	流動負債 241,714
営業外費用 7,838			固定負債 1,893,178
特別損失 1,049		固定資産 4,934,333	繰延収益 749,763
当期純利益 79,263	営業外収益 32,201	[減価償却累計額 △5,254,374]	資本 4,329,422
合 計 540,459	合 計 540,459	合 計 7,214,077	合 計 7,214,077

下水道事業会計 310億7,383万1千円

損益計算書 (千円)		貸借対照表 (千円)	
費用	収益	資産	負債・資本
営業費用 872,839	営業収益 1,007,408	流動資産 482,442	流動負債 650,091
営業外費用 91,724		固定資産 30,591,389	固定負債 12,059,596
特別損失 1,272			繰延収益 16,365,154
当期純利益 479,239	営業外収益 437,666	[減価償却累計額 △31,445,475]	資本 1,998,990
合 計 1,445,074	合 計 1,445,074	合 計 31,073,831	合 計 31,073,831

特別会計 131億5,365万5千円

会計名	予算現額	収入済額	支出済額
国民健康保険	6,468,476	2,611,576	2,463,162
後期高齢者医療保険	993,386	367,911	282,559
墓 地 事 業	7,874	6,008	1,221
介 護 保 険	5,478,851	2,229,948	2,122,655
合 計	12,948,587	5,215,443	4,869,597

まっぼっくり

男性の育児休業

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行されました。国では子育てや介護など時間的制約を抱えている時期の労働者の仕事と家庭の両立支援をすすめています。

改正育児・介護休業法で導入される育児休業に関する新制度

○令和4年4月1日より

- ・事業主に対し、本人や配偶者の妊娠・出産を申し出た労働者へ、育児制度の周知と取得確認を義務化

- ・取得を控えさせるような形での意向確認は禁止

- ・就労1年未満の非正規労働者も育児取得が可能

○令和4年10月1日より

- ・男性は子の生後8週間以内に最長4週間で2回に分けて育児を取得可能
- ・従来の育児も2回に分けて取得可能

○令和5年4月1日より

- ・従業員1000人超の企業に、男性育児取得率の公表を義務化

厚生労働省によると、男性の育児取得率は令和2年度が12.65%と6年前の2.30%に比べ10%も上昇しました。しかし、女性の81.6%とは大きな差があります。政府は、男性の育児取得率を令和7年に30%にする目標を掲げています。出産直後は、女性の身体的・精神的な負担が大きいため、夫のサポートで、産後うつを防ぐ効果も期待されます。

男女平等を示す世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数で、13年連続1位の北欧アイスランドでは、2000年に父親も参加する育児制度をいち早く導入しました。育児期間を母親は6か月、父親6か月、父母共有6週間で、その間の給与の8割は政府が支給します。男性の育児取得率は7割を超え、企業も従業員を採用する際には、男性も女性も育児を取ることを前提とするようになりました。

父親がもっと子どもと一緒にいたいと考えるようになったり、子育てにより責任を持つことで、親子共により幸せを感じる事ができるようになりました。

改正法によって育児を取る男性が増えても「とるだけ育児」では意味がありません。休業中家事も育児も満足にできなかつたり、休業日数が少なすぎて育児を経験したとはいえなかったりする例もあります。また、夫の育児が家事や育児をせずに休んでいるだけになっているという妻の不満の声もあります。子どもが生まれる前に家事の種類を書き出し、実際に夫がやってみましょう。自信がなければ何度か挑戦し、できるように努力してはどうでしょうか。

男性の育児をすすめるためには、職場環境が大きく影響しています。男性が育児しやすい組織への転換は、誰もが働きやすい職場の実現につながります。男性の育児取得がすすむと、

家族のために働き続け、家庭では存在感が希薄という父親ではなく、いろいろな父親像を子どもたちに見せていけるのではありませんか。

人権推進課

☎(275) 6279

令和5・6年度入札参加資格審査申請

申請方法が電子申請に変わります！

詳細はこちらから



申請システム BID-ENTRY

対象業種 建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品・製造等、役務

参加資格有効期間 令和5年4月1日～
令和7年3月31日

申請期間 令和5年1月6日～27日
24時間いつでも申請可能

■電子申請の注意点

- ・申請書類は専用申請サイトにアップロードして提出してください。
- ・システム利用料は市内・準市内業者は無料。市外業者は1業種あたり1,500円。

問合せ 契約検査課 ☎(275) 6209